国会議員関係政治団体の収支報告の手引（令和７年12月改訂総務省自治行政局選挙部政治資金課）より

資料５－８

【よくあるご質問】「１件当たりの金額」

Q　収支報告書に支出の明細を記載するかどうかは、１件当たりの金額で判断するとのことですが、法第１２条第１項の「１件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」の「数回にわたってされたときは、その合計金額」とはどのような意味ですか。

A　例えば、政治団体が１台６万円の事務用機器を購入し、一括支払いをした場合には、収支報告書にその明細を記載する必要がありますが、毎月５千円ずつ１２回に分割して支払う場合にも、収支報告書に明細を記載する必要があるのか、という問題があります。

これは、「１件」の意味を、①一の債権債務関係をいうものと解するのか、②１回の支払行為としてとらえるのかによって異なってきます。

お尋ねの「１件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」とは、収支報告書の記載に際しては、①であることを明確にするための規定であり、分割払い等であっても、その合計金額により、収支報告書に明細を記載するかどうかを判断することになります。

一方で、契約等にもよりますが、同じように毎月５千円ずつ支払っていても、新聞代のように、月毎に一の債権債務関係が確定しているような場合には、一ヶ月の支払額により、収支報告書に支出の明細を記載するかどうかを判断することになります。